

香川県立保健医療大学空調自動制御機器及び中央監視装置保守点検業務仕様書

(委託期間)

- ・令和8年4月1日～令和9年3月31日

(契約の対象)

- ・この契約の対象となる機器（以下「対象機器」という。）は、次のとおりとする。
 - ①空調自動制御機器（設置場所 講義棟及び実習棟。詳細は、別紙1のとおり。）
 - ②中央監視装置（設置場所 講義棟。詳細は、別紙1のとおり。）

(保守点検)

- ・受託者は、対象機器の保守点検を別紙2に基づき実施するものとする。

(緊急時の対応)

- ・受託者は、不時の故障等により委託者から緊急時の要請があった場合には、別紙2に基づき、直ちに技術員を派遣して点検するものとする。ただし、この費用は、無償とする。

(機器及び部品の取替え)

- ・保守点検の結果、不良のため取替えの必要が生じた部品又は機器の費用負担は別紙3のとおりとする。

(機材機器の負担)

- ・保守点検に必要な機材機器は、原則として受託者の負担とする。

(除外作業)

- ・次に掲げる作業は、保守点検業務の範囲に含まない。
 - (1) 契約装置のオーバーホール及び工場持込修理
 - (2) ダンパー本体・VAV本体の点検・調整
 - (3) バルブ本体の取外し、取付け及びそれに伴う配管・保温補修
 - (4) バルブのパッキン交換
 - (5) 天災その他受託者の責めに帰することのできない事由により生じた故障の修理
 - (6) 受託者以外の者による故意又は過失により生じた故障の修理

(成果の報告)

- ・受託者は別紙2の保守点検仕様書に基づく定期点検終了後、定期点検報告書(様式任意)を成果報告書として遅滞なく委託者に提出し、委託者の検査を受けなければならない。また、別紙2の保守点検仕様書に基づく緊急時の要請による保守点検を実施した場合も同様とする。

(提出先)

高松市牟礼町原281-1
香川県立保健医療大学